

愛媛県営住宅使用請書

令和 年 月 日

愛媛県中予地方局長 様

〒

住 所

ふりがな

使 用 者

氏 名

印

使用者は、下記県営住宅に入居するに当たり、次に掲げる事項を始めとする公営住宅に関する法令、愛媛県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)及び愛媛県営住宅管理条例施行規則(昭和35年愛媛県規則第19号)並びにこれらの規定に基づく管理上の指示を遵守します。

- (1)家賃は、毎月末日までにその月分を納付し、滞納することがないようにすること。
- (2)裏面記載の県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用を負担すること。
- (3)県営住宅又は共同施設は、その使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において、維持すること。
- (4)自己の責めに帰すべき事由によつて県営住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に回復し、又は損害を賠償すること。
- (5)周辺的生活環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為は、しないこと。

万一使用者が家賃を滞納した場合は、緊急連絡先の欄に記載されている者に家賃の滞納の事実を告げられても異議ありません。

緊急連絡先	ふりがな	
	氏名	
	住 所	〒
	生 年 月 日	
	電 話 番 号	
	使用者との関係	

- 備考 1 県営住宅の管理上、緊急の必要があると認めるときは、緊急連絡先の欄に記載されている者に連絡し、使用者に関する情報の提供を求めることがあります。
- 2 使用者が家賃を滞納した場合には、緊急連絡先の欄に記載されている者を経由して家賃を請求することがあります。ただし、緊急連絡先の欄に記載されている者に対して家賃を請求することはありません。

記

県営住宅の所在地

県営住宅の構造

家賃 1月

県営住宅の名称等

延べ面積

円

団地 棟第 号

平方メートル

注 緊急連絡先の欄の記載を要しない場合は、不要の文字を抹消すること。

(裏)

県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

1 使用者が入居中の県営住宅及び共同施設の修繕費用は、次の表の左欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる修繕内容の区分に応じ、同表の右欄に○印がある者が負担する。

施設	修 繕 内 容	負担区分	
		使用者	団地
県 営 住 宅	1 畳表及び畳縁の交換	○	
	2 内壁及び壁紙の軽微な修理、塗替え等	○	
	3 ガラスの取替え並びにふすま、戸ぶすま、障子及び網戸の張替え	○	
	4 建具の軽微な修理	○	
	5 給排水設備に係る消耗品の交換及び軽微な修理（6に該当するものを除く。）	○	
	6 給排水設備に係る消耗品の交換及び軽微な修理（共同水栓及び散水栓に係るものに限る。）		○
	7 電気設備に係る消耗品の交換（8に該当するものを除く。）	○	
	8 電気設備に係る消耗品の交換（共用部分に係るものに限る。）		○
共 同 施 設	9 集会所に係る修繕のうち、1から8までに掲げるもの		○
	10 公園、遊具等の保全、軽微な修復及び整地		○
	11 樹木の消毒及び施肥、小さな樹木の伐採及びせん定並びに草刈り		○
	12 集会所、公園、汚水処理施設その他共同施設の清掃、維持管理及び消耗品の交換		○

備考 この表において「団地」とは、団地の入居者全員をいう。

2 使用者は、県営住宅から退去する際、使用期間にかかわらず、当該県営住宅の畳表の交換、ふすま及び障子の張替え並びに室内及び周辺の清掃を使用者の負担において実施する。

3 2に規定するもののほか、使用者は、県営住宅から退去する際、当該県営住宅の原状回復に要する費用を負担する。